

第 部 案件形成調査事業における環境社会配慮

1. 基本的な考え方

(1) 前提

- ・第 部において示される環境社会配慮は、経済産業省から受託の「地球環境・プラント活性化事業等調査」、「開発途上国民活事業環境整備支援事業実現可能性調査」、「石油資源開発等支援調査」事業を対象とする¹。
- ・ジェトロ案件形成調査は、あくまでも案件発掘段階という意味決定の最も早い段階において実施されるものである。すなわち、本調査実施後に、フィージビリティ調査など次の段階の調査が実施されることを想定している。従って、ジェトロ案件形成調査段階における環境社会配慮調査は予備的なものであり、その主目的は、次の段階で行われる調査において必要とされる環境社会調査項目の幅広い洗い出しを行い、その結果を報告書に明確に記述することである。
- ・案件形成調査における環境社会配慮ガイドラインの目的は、対外的な透明性を保ちつつ、調査における環境社会配慮の実施およびジェトロによるその確認を適切に確保することである。
- ・委託調査であるため、以下の個別項目の適用については、委託元の意向も踏まえ対応する。

(2) 基本方針

ジェトロ案件形成調査は、円借款供与の可能性のある案件の発掘や、民活事業の発掘を主な目的としている。従って、その環境社会配慮についても、JICA/JBIC 等による我が国の国際協力活動における環境社会配慮との整合性を図る必要がある。なお、その際ジェトロ調査があくまでも案件発掘段階にあることから、その段階・枠組み・規模において JICA/JBIC 等とは差異があることを十分に認識しつつ、以下のように手続きおよび調査報告書の記述内容について基本方針を定めるものとする。

1) 調査の実施手続き等について

スクリーニング

- ・対象事業を環境社会影響があると考えられるものと、影響がないと考えられるものの2種類に分類する。

情報公開

- ・ジェトロは、案件形成調査の採択後、採択案件、当該案件が最終的に実施された場合の環境社会影響に関する検討結果を案件ごとに明示する。
- ・ジェトロは、案件形成調査の質の向上にもつなげるよう、和文最終報告書とその概要を原則として公開する。

フォローアップ

- ・ジェトロは、過去に実施した調査案件の現状に関しフォローアップ調査を行う際には、環境社会面での影響についても、可能な限り把握に努めることとする。

2) 調査報告書の記述内容

他の選択肢との比較検討

- ・提案者は、提案事業の必要性・優位性を明らかにするために、当該事業を提案す

¹ これら3事業の名称は平成19年度のもの。これら事業の名称変更があった場合には、本ガイドラインの当該部分の変更を行う。

る際に、事業の効果、考え得る他の選択肢との比較等を可能な範囲で行う。比較検討に当たっては、経済・技術的な側面に加え、環境社会における側面を考慮する。

ステークホルダーからの情報収集等

- ・調査の実施者は、提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を可能な範囲内で実施し、その結果を報告書に記述する。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。

(3) ジェトロが担う環境社会配慮上の責務

- ・ジェトロは、本ガイドラインにおいて規定する各案件形成調査に求められる環境社会配慮の内容を公募提案要領の中で明らかにし、それに従って案件形成調査の進捗を適切に監理する。
- ・ジェトロは、調査実施主体が各案件形成調査の報告書の記述に際して、本ガイドラインの遵守を図るよう適切に監理する。
- ・ジェトロは、各案件形成調査実施中、ステークホルダー等からの関連情報を受け取った場合、その内容を調査実施者と共有した上で必要に応じて適切な対応をとる。

(4) 案件形成調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲

- ・ジェトロ案件形成調査は次の段階でフィージビリティ調査（環境アセスメントを含む）などを想定している。従って、ジェトロ調査で幅広い洗い出しを行う環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲については、本ガイドライン第1部基本的事項の3.「環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲」および4.「社会環境と人権への配慮」に掲げたものとする。

2. 案件形成調査の手続き

(1) 審査・採択段階

- ・案件形成調査の提案者は、提案時に所定のスクリーニング様式を用い、当該案件が最終的に実施された場合の環境社会影響を検討し、その検討結果を他の提案書類と共にジェトロ担当部に提出する。「申請書（個別案件票）における環境社会配慮に関する項目についての記述要領」に関しては本ガイドライン別紙1を参照。
- ・担当部は提出されたスクリーニング様式の記入内容をチェックし、環境社会影響に関する検討結果が適正か審査する。審査に当たっては執務参考資料「アジア諸国の環境アセスメント対象事業(仮)」を参考とし、必要に応じ海外事務所の助力も得る。
- ・上記検討結果を総務部環境社会配慮審査担当（以下、環境社会配慮審査担当）に提出し、同担当による審査を受ける。
- ・採択候補案件については、外部有識者による審査/専門委員会でも、検討結果の適否を審査する。
- ・採択案件の公示に際し、当該案件が最終的に実施された場合の環境社会影響に関する検討結果を案件毎に明示する。

(2) 契約段階

- ・担当部は、採択案件の提案者に対し、案件の環境社会影響の程度に応じた環境社会配

慮調査項目も含む、調査の実施計画書の提出を求める。

- ・ 担当部は、提出された実施計画書が当該案件に相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを、本ガイドライン別紙2「調査報告書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」に基づき確認した上で、案件の委託契約を締結する。
- ・ 環境社会配慮審査担当は、実施計画書が相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることの確認に協力し、必要な助言を与える。

(3) 調査実施段階

- ・ 調査の実施者は、必要に応じ環境社会配慮を専門とする者も派遣し、現地調査を実施する。環境社会配慮調査の具体的項目としては、まず 相手国政府の環境影響評価制度の内容確認、この段階で想定可能な案件立地点の自然、社会環境、等に関する情報の収集であり、本ガイドライン別紙2に基づき個別案件毎に行う。そして、必要な案件については、当該案件が事業化される際に、環境社会配慮が適切に行われるために必要と現時点で想定される調査項目の幅広い洗い出しを行う。
- ・ 上記調査項目の洗い出しに当たっては、一般に公表されている国際協力銀行「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「(セクター別)環境チェックリスト」を参考とする。
- ・ 調査の実施者は、可能な範囲内で提案プロジェクトの想定される実施機関との協議を実施し、その結果を報告書に記述する。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を記述する。
- ・ 調査の実施者は、提案プロジェクトの必要性・優位性を明らかにするために、プロジェクトを実施した場合の効果、提案したプロジェクトとそれ以外に可能と考えられる、異なる選択肢との比較検討等を可能な範囲で行い、その結果を報告書に記述する。
- ・ 担当部は、中間報告時等において、本ガイドライン別紙2に基づき調査項目をチェックし、調査が当該案件に相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを確認する。
- ・ 環境社会配慮審査担当は調査項目のチェックおよび相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることの確認に協力し、必要な助言を与える。

(4) 調査報告書の精査段階

- ・ 担当部は、提出された報告書を精査するにあたり、本ガイドライン別紙2に基づき、調査が相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを確認する。
- ・ 環境社会配慮審査担当は担当部の確認作業に協力し、必要な助言を与える。

(5) 調査報告書の公開

- ・ 原則、和文報告書を国会図書館およびジェトロビジネスライブラリーに配架する。
- ・ 原則、同報告書の要約をジェトロホームページに掲載する。

以上